

各論点に関する意見

委員 大塚 直

各論点について、書面で意見を申し上げます。

- (1) 原子力事業者の責任については、無過失責任及び無限責任を維持することが適当である。
- (理由) 有限責任とすることについては、仮に限度額を超える部分について国が賠償ないし補償する仕組みを入れたとしても、(不法行為責任の事故の抑止の機能との関係で)安全に対する投資がおろそかになる可能性がある(その意味で無限責任の維持が原発の周辺住民に安心感を与える)。この点は、一度原発事故を起こしたわが国で原発を維持していく上で最も重要な点の一つではないか。また、原子力事業者に故意・過失がある場合に有限責任とすることはありえないが、故意・過失の有無が損害賠償の争点となる仕組みを設けることは困難であり、この点でも有限責任化は困難であると思われる。
- なお、(安全目標を超える)残存リスクは、——仮に安全目標が民主的正統性を持つものであれば——免責に関する原子力損害賠償法 3 条 1 項但し書きとは関連しうるが、損害賠償額を限定する有限責任とは関係しないと考えられる(もともと、現行の原子力規制委員会の安全目標は告示でさえなく、上記の要件も満たさないため、これを基礎として免責について判断することも困難である)。
- (2) 国の責任については、国家賠償法 1 条に基づく過失責任とし、国が責任を負う場合には、原子力事業者の責任との関係は競合的不法行為となる。この場合の両者の責任の関係は、個々の事案に応じて、部分連帯又は全部連帯となる。
- (理由) 責任集中の規定(原子力損害賠償法 3 条 1 項)は、その立法趣旨から、国家賠償まで否定するものと解すべきではないと考えられる。また、原子力事業を行うか否かは原子力事業者の判断によるのであり、国が原子力政策を進めていることだけでは国に法的責任があるとは言い難い。行為者と国の責任の関係については、最判平成 16・10・15 民集 58 卷 7 号 1802 頁等による。
- (3) 国際条約においては、自然力による事故の場合については免責を認めない傾向にあるが、当面、同法 3 条 1 項但し書きの免責規定は維持することが適当である。また、福島第 1 原発事故のような天災等に起因する重大な事故への備えとして、政府の補償契約に基づく補償金の額の引き上げを検討する必要がある。

(4) 賠償措置額を超えた場合の同法 16 条に基づく国の措置としては、被害者に対する迅速な賠償のため、まず国が(立て替え払いをして)被害者に支払い、事後的に原子力事業者に求償する仕組み(をとり得ること)について規定することが適当である。重大な事故の場合には、被害者に対する賠償は事故直後から必要となる可能性が高く、その点の対処を原子力事業者に委ねて初動の遅れをもたらすことがないよう、立法上十分な配慮が必要である。国の立て替え払いについては福島事故との関係では法律があるが、それを一般法化しておくことが必要であると思われる。わが国では水俣病の救済に関して、チッソとの関係で、熊本県及び国がこのような支払いをした経験があり、同様の解決をすることが考えられる。

(5) 原子力事業者が免責となる場合における同法 17 条に基づく国の措置としては、被害者に対する「救済」として、国が補償することを明記する必要がある。

(6) 原子力事業者の法的整理については、事故の収束作業・廃炉作業の継続の必要、被害者に対する賠償(ないし国への債務の返済)の必要、さらに、((1)との関係で)無限責任を負わせていることの意味が減殺する可能性(いざとなったら法的整理ができるとすることが安全対策を不十分にする可能性)に鑑みると、これが望ましいとは言い難く、慎重に検討すべきである。すなわち、原子力事業は、ひとたび事故が起きればその収束・廃炉等に長期間当たる必要があること、(晩発性障害、除染など)原子力損害の賠償額は長期的に確定しないことから、一般の電気事業とは異なる特別な性質を有しており、原子力事業者の法的整理を認めることは、一般の電気事業者の法的整理を認めることとは異なる意義がある点に注目すべきではないか。また、(4)に触れたように、賠償措置額を超えた場合に、まず国が(立て替え払いをして)被害者に支払う方式を採用するときは、原子力事業者の法的整理を認める必要性は減少すると考えられる。

(7) CSC 条約に定められている環境損害については、将来の課題として検討する必要がある。

★ (4)、(5) は原子力損害賠償法の改正と関連する。(6) についても別途対応が必要と考えられる。